

統 計 の 概 要

1 統計の目的

この統計は、医療保険制度における医療の給付の受給者に係る診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容、薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 集計対象

全国の保険医療機関及び保険薬局から社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会に提出され、令和元年6月審査分として審査決定された医療保険制度の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書のうち、「レセプト情報・特定健診等情報データベース（以下「N D B」という。）」に蓄積されているもの全てを集計対象とした。

	診療報酬明細書又は調剤報酬明細書（件数）			[参考] 施設数 ²⁾
	総 数	一般医療	後期医療	
医 科 ¹⁾	85 102 940	60 845 167	24 257 773	89 712
病 院	22 621 040	14 644 596	7 976 444	8 284
診 療 所	62 069 682	45 901 819	16 167 863	80 809
歯 科	18 493 143	14 862 000	3 631 143	61 627
保険薬局	54 122 461	38 073 492	16 048 969	56 848

注：1) 「医科」には、データ上で「病院」「診療所」別を取得できなかったものを含む。

2) 「施設数」は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書がN D Bに蓄積されていた保険医療機関又は保険薬局の数である。

3 集計事項

診療報酬明細書 …… 年齢、傷病、診療実日数、診療行為別点数・回数及び薬剤の使用状況等
調剤報酬明細書 …… 年齢、処方箋受付回数、調剤行為別点数・回数及び薬剤の使用状況等

4 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	-	表章単位の2分の1未満の場合	0, 0, 0
統計項目のあり得ない場合	•	減少数（率）の場合	△

- (2) 掲載の数値は、四捨五入のため内訳の合計が総数に合わない場合等がある。
- (3) 集計は、一次審査分であり、再審査、返戻等は含まない。
- (4) 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の集計は、記録された内容に基づき集計した結果である。
- (5) 診療行為分類「診断群分類による包括評価等」は、包括評価（DPC／PDPS）の所定点数及び特定入院料に関する加算である。